

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

奈良県宇陀市 平成20年12月策定

○平成19年7月6日付け総務省の通知により、各地方公共団体は技能労務職員等の総合的な点検を実施し、その現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容等を明示した取組方針を策定し公表することとなりました。

宇陀市の技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針を公表します。

1 現状

※ 資料は全て平成19年4月1日現在のデータです。

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータ(介護関係職員を除く)

区分	平均年齢	職員数	平均給与月額
宇陀市	48.1 歳	93 人	336,067 円
うち学校給食員	49.4 歳	21 人	351,281 円
うち学校等業務員	45.0 歳	3 人	329,666 円
うち清掃職員	43.1 歳	3 人	320,600 円
うちその他技能労務員	48.0 歳	66 人	325,687 円
奈良県	47.1 歳	292 人	414,251 円
類似団体	47.5 歳	38 人	327,575 円

(注)1 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

2 上記の表は正職員のみに係る数値であり、臨時・非常勤職員は含みません。

(2)(1)に対する民間従業員の状況

対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
調理師	40.2 歳	291,800 円
用務員	53.9 歳	225,900 円
廃棄物処理業従業員	43.6 歳	299,700 円

(注)1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成 17～19 年の 3 ヶ年平均)民間データの廃棄物処理業従事員・用務員は全国平均、調理師は奈良県平均です。

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。(民間は、臨時職員を含んだ数値です。)

(3) 職種ごとの年齢別の人数データ(介護関係職員を除く)

区分	合計	～25 歳	26 歳～	31 歳～	36 歳～	41 歳～	46 歳～	51 歳～	56 歳～
			30 歳	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	59 歳
宇陀市	93 人	—	2 人	8 人	9 人	12 人	20 人	29 人	13 人
うち学校給食員	21 人	—	—	1 人	1 人	3 人	7 人	8 人	1 人
うち学校等業務員	3 人	—	—	—	1 人	1 人	—	1 人	—
うち清掃職員	3 人	—	—	1 人	1 人	—	—	—	1 人
うちその他技能労務員	66 人	—	2 人	6 人	6 人	8 人	13 人	20 人	11 人

(4) その他給与に関する事項(給与表、手当、昇給基準等)等

ア 給料表

行政職給料表(一)を利用した独自の技能労務職給料表(別紙)1級制

イ 技能労務職員を対象とした特殊勤務手当

手当の名称	支給要件	支給額
ごみ収集等危険手当	護美センター及び宇陀クリーンセンターで、ごみ収集、運搬及び処理に従事する職員	月額5,000円以内
美榛苑調理師等手当	美榛苑に勤務する調理師	月額40,000円以内
	美榛苑に勤務する調理師以外の職員	月額3,500円以内

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給を標準として昇給する。(57歳を超える職員は2号給抑制あり)

2 基本的な考え方

(1) 定員管理

本市は平成18年1月1日に合併したこともあり、他の類似団体と比較してかなり職員数が超過しており、早急な削減が必要となっています。職員の定員管理については、行政改革大綱及び行政改革実施計画(集中改革プラン)に基づき適正に管理している現状であり、技能労務職員においては、基本的に退職者不補充とし、新規職員の採用は行っていません。

(2) 給与

平成18年4月から国に準じて給与構造の見直しを行い、一般職と同様に技能労務職の給与水準を引き下げ、また平成19年4月1日からは給料の減額も行い特殊勤務手当についても、社会情勢の変化とともに勤務の特殊性が薄れているものについては見直しを行ってきました。

3 具体的な取組内容

(1) 定員管理

合併後の平成18年度以降、平成20年度までに公営企業を除く一般行政部局で57人(▲9.6%)の職員を削減してきました。

このうち技能労務職についても、合併後、正規の新規採用は行わず退職者不補充とし、一時的な不足は臨時職員で補いながら、施設の統合などにより定員の削減を行ってきました。

(2) 給与

今後は、国、県、隣接市町村の動向や民間の同職種の給与水準等も参考としながら国家公務員に適用される奉給表に準じた給与制度・運用となるように努めます。

4 その他

現在、技能労務職員を配置している所属課のうち、比較的少人数の人員で対応している所属課については、事務・事業の見直しの中で、人事異動等を活用しながら全庁的に調整を図ります。

また、今後技能労務職員の配置状況の推移を勘案しながら、関係者と協議を進め民間委託を検討します。

技能労務職給料表（別紙）

技能労務職給料表			
号 給	給料月額（円）	号 給	給料月額（円）
1	135,600	89	290,600
2	136,700	90	292,400
3	137,900	91	294,200
4	139,000	92	296,000
5	140,100	93	297,900
6	141,200	94	299,600
7	142,300	95	301,300
8	143,400	96	303,000
9	144,500	97	304,700
10	145,900	98	306,400
11	147,200	99	308,100
12	148,500	100	309,800
13	149,800	101	311,300
14	151,300	102	312,900
15	152,800	103	314,500
16	154,400	104	316,100
17	155,700	105	317,800
18	157,200	106	319,400
19	158,700	107	321,000
20	160,200	108	322,600
21	161,600	109	324,100
22	164,300	110	325,300
23	166,900	111	326,500
24	169,500	112	327,700
25	172,200	113	328,800
26	173,900	114	329,800
27	175,600	115	330,800
28	177,300	116	331,800
29	178,800	117	332,700
30	180,600	118	333,500
31	182,400	119	334,300
32	184,200	120	335,100
33	185,800	121	336,000
34	187,300	122	336,700
35	188,800	123	337,400
36	190,300	124	338,100
37	191,600	125	338,600
38	192,900	126	339,200
39	194,200	127	339,800
40	195,500	128	340,400
41	207,000	129	352,800
42	208,900	130	354,400
43	210,800	131	356,000

44	212,700	132	357,600
45	214,600	133	359,300
46	216,500	134	360,500
47	218,400	135	361,700
48	220,300	136	362,900
49	222,000	137	363,900
50	223,900	138	365,000
51	225,800	139	366,100
52	227,700	140	367,200
53	229,500	141	368,100
54	231,300	142	368,800
55	233,100	143	369,500
56	234,900	144	370,200
57	236,500	145	370,800
58	238,000	146	371,500
59	239,500	147	372,200
60	241,000	148	372,900
61	241,500	149	373,400
62	242,100	150	374,100
63	242,700	151	374,800
64	243,300	152	375,500
65	245,300	153	376,000
66	247,200	154	376,700
67	249,000	155	377,400
68	250,800	156	378,100
69	252,600	157	378,600
70	254,600	158	379,300
71	256,600	159	380,000
72	258,600	160	380,700
73	260,500	161	381,200
74	262,400	162	381,800
75	264,300	163	382,400
76	266,200	164	383,000
77	268,200	165	383,700
78	270,100	166	384,300
79	272,000	167	384,900
80	273,900	168	385,500
81	275,800	169	386,200
82	277,700	170	386,800
83	279,600	171	387,400
84	281,500	172	388,000
85	283,200	173	388,700
86	285,100	174	389,300
87	287,000	175	389,900
88	288,900	176	390,500
		再任用職員	市長が定める額